

## 自転車通学に関わる手続きについて

- 1 許可対象 『入学のてびき』の7ページ～11ページを読んで、許可区域に該当し、きまりが守れる者。
- 2 手続き
  - ① 『自転車通学許可願』に記入し、保護者印を押す。
  - ② 『鑑札シール代』の封筒に記入し、代金150円を入れる。  
①②は、入学式の日に1年生の担任へ提出する。
  - ③ 『高西中学校自転車通学用ヘルメット 申込書』に記入して、上の部分を切り取る。(ヘルメットの見本でサイズ合わせをする)  
③は、中学校生徒指導担任(椿山)へ1月25日(水)に提出する。
  - ④ 『高西中学校自転車通学用ヘルメット 引換券』に③と同じ内容を記入して、切り取った下の部分を、各家庭で保管しておく。  
④の用紙は、入学式の日に業者に渡し、そこで購入する。  
代金は、**3,000円**。
- 3 通学許可 後日、自転車通学許可の『鑑札シール』と許可シールの『領収書』を、学校から該当生徒に渡す。  
入学式翌日から、しばらくは『鑑札シール』はなくても自転車に乗って来てもかまわない。ヘルメットをかぶって、気をつけて、乗って来ること。  
乗ってはけない区間が、『入学のてびき』の10ページに書いてあるので、確かめておくこと。